

令和3年度「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」の概要

【検討項目】

○前回ガイドラインでは認めていなかった防火衣（上位）の防火衣と活動服による複層

・前回ガイドラインにおいては、ガイドラインの防火服に関する概ねの基準となっているISO11999-3:2015とは異なり、防火服下衣のみ防火衣と活動服で構成する複層で性能要求を満たすものは認めていた。

今回は、各種事情に応じた装備品の選択幅を広げるため、防火服上衣についても防火服と活動服にて構成する複層で性能要求を満たすものは認める検討をする。

複層とする際の防火服についてはISO11613:2017を、活動服についてはISO21942:2019のレベル2を指標とすることを検討する。

ISO11613:2017は、前回ガイドライン以降に出版された規格であり、試験内容によっては技術の進歩等により、前回ガイドラインより高い性能要求が求められている部分がある。しかし、建物内部における消火活動を考慮していない規格であることから、肩及び膝部分の補強がされていないといった、ガイドラインで要求する性能を満たしていない部分もある。

このことを踏まえ、活動服との複層にする際の防火服は、ISO11613:2017を単純に適応させるのではなく、建物内部における消火活動も対応出来るよう、ISO11613:2017をベースとしガイドラインの性能要求を満たすものを検討する。

活動服については、ISO21942:2019レベル2において、熱伝達性等の性能要求を定めていることから、消火活動に対するある一定の耐熱性等を考慮出来るため、本ガイドラインで示す活動服は、ISO21942:2019レベル2の性能要求を満たすものとすることを検討する。

また、快適性に関する性能要求は、現在、要求している性能は平成17年に消防研究所が報告している「消防用防火服の総合的な評価手法に関する研究報告書」の調査に基づく数値としているが、試験機械や防火服の進歩等により従前の性能要求を満たすことが難しくなりつつあることから、快適性に関する性能要求について検討をする。

○ISO/TR/21808:2021 (SUCAM) の追加

・個人防護装備全般に関する総論にあたるSUCAMは、TRではあるが今後、規格として出版される可能性が高いCIRやコンパチビリティを考慮し、ガイドラインに追加することを検討する。

ただし、SUCAMの内容は膨大かつ拘束力のある規定ではないため、ガイドラインへ反映させる項目及び現行ガイドラインと結びつける部分などを精査が必要。

【検討会スケジュール】

- ・実施回数：年3回（予定） ※時期は目安

7月	10月	12月	1～2月	3月
第1回検討会 ・防火服及び活動服について	第2回検討会 ・SUCAM ・手袋等の各装備について	第3回検討会 ・まとめ	校正 最終確認	発出